

201130004A

厚生労働省厚生労働科学研究費補助金  
労働安全総合研究事業

非正規雇用の一典型としての外国人労働者における  
労災・職業病リスクの解明と参加型手法による予防対策の確立

平成 23 年度 研究報告書

主任研究者 毛利一平

平成 24 年（2012）年

厚生労働省厚生労働科学研究費補助金  
労働安全総合研究事業

非正規雇用の一典型としての外国人労働者における  
労災・職業病リスクの解明と参加型手法による予防対策の確立

平成 23 年度 研究報告書

主任研究者 毛利一平

平成 24 年（2012）年

## 目 次

### I. 総括研究報告書

非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と 参加型手法による予防対策の確立	毛利 一平	1
---	-------	---

### II. 分担研究報告書

#### 1. 外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討

ケース・シリーズ研究（3）	毛利 一平、酒井 一博	5
---------------	-------------	---

#### 2. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ

支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究	毛利 一平、吉川 徹	29
------------------------	------------	----

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

271

### IV. 研究成果の刊行物・別刷

273

平成 23 年度厚生労働科学研究費労働安全総合研究事業  
「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と  
参加型手法による予防対策の確立」  
総括研究報告書

**非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と  
参加型手法による予防対策の確立**

主任研究者 毛利 一平 財団法人労働科学研究所研究部・部長

本研究は外国人労働者を主とした非正規労働者における、労災職業病発生のメカニズムと特徴を明らかにし、その予防に資することのできる労働改善手法の開発と、それを応用した教育プログラムの開発、さらにはこれらの成果を生かすことのできる政策提言を目的としている。

これまでの2年間に引き続き、今年度も外国人労働者の労災・職業病相談事例の収集・分析を行った。昨年度同様、傷病の発生だけでなく、その後の労災補償給付や解決金などコストに関連する情報などについても、可能な限りの情報を収集・分析した。今年度は14件を加え、これまでに収集した事例の合計は95件となった。今年度新たに収集した事例は、比較的最近のものが多く、またこれまでと比較して筋骨格系の障害が目立った。

健康・安全リスクに関して、特段の新しい知見は得られなかつたが、これまでの知見と併せ、外国人労働者における健康・安全リスクが、日本人におけるそれと比べて特別なものではないことや、休業や後遺障害にかかる労災保険給付、あるいはその上で問題解決に必要なコストを考慮すると、外国人が働く職場に対する、政策的な安全衛生対策の支援は十分な妥当性を持つのではないかと考えられた。

職場改善トレーニングのためのプログラム・ツール開発に関しては、上述した通り、事例分析において外国人労働者の労災・職業病では言語や文化・習慣などにかかる複雑な要因を考えなくとも、基本的な対策を実施することで相当程度健康・安全リスクを軽減することが可能であると考えられたことから、これまで世界各国で成果を上げてきた労働者参加型職場改善トレーニングの手法を行い、外国人労働者が働く日本の事業場で介入を行い、その効果を評価することとした。

複数の国の出身者が働く小規模事業場において、そこで働く外国人労働者を対象に、当該職場に特化したトレーニングツールとトレーニングプログラムを用意し、労働者参加型職場改善トレーニングを実施した。3か月ごと、3回のトレーニングを実施し、その間対象者らが多面的かつ積極的に改善活動に関与することを確認した。また、こうしたトレーニングが、単に健康・安全リスクを低減するだけでなく、労働者間のコミュニケーションを円滑にする効果もあることを確認した。

事例分析から理解された外国人労働者が働く職場における健康・安全リスクへの対応策として、労働者参加型職場改善トレーニングは極めて効果的な介入方法の選択肢の一つと考えられた。現状では費用などの条件面の問題もあり、ただちに広く導入を求めるることは困難であろうが、費用対効果が科学的に明らかにされたり、あるいは政策的な支援が進むなどすれば、導入を試みる職場は確実に存在すると考えられる。

**分担研究者**

酒井一博 (財) 労働科学研究所・所長  
吉川 徹 (財) 労働科学研究所・副所長

**A. 研究目的**

日本における外国人労働者は、多くの場合非正規雇用として扱われていると考えられ、その中で

もさらにコミュニケーションの問題を抱えるなど、労働安全衛生上課題の多い脆弱な集団と考えられる。

本研究の目的は、非正規労働者の一典型としての外国人労働者に焦点を当て、①労働の場における外国人労働者の疾病と傷害発生の実態とそのメカニズムを明らかにすること、②良好事例の収

集と分析により、現場で役立つ労働改善のための手法を確立すること、③その手法を生かした教育プログラムの開発とその効果を検証し、④これらを生かすことのできる政策を提言することである。

高齢化が急速に進み、労働力の安定的な確保への不安が強まる中で、政党や経営者団体などが相次いで移民の受け入れを推進しようとする提言を行っている。また、労働力不足に悩む保健・福祉分野においては、すでに外国人看護師・介護士の受け入れが始まっている。

経済のグローバル化に伴う外国人の流入圧力も年々増大しており、2006年の厚生労働省の推計によると、外国人労働者数は合法的就労者で75.5万人、不法就労者を含めると92.5万人に達すると考えられている。

一方、日本国内の外国人労働者の安全衛生については、課題と対策ともに事例報告のレベルで提示されているに過ぎず、政策決定に生かすことのできるエビデンスとしての十分なデータは存在せず、また体系的な対策も確立されていない。一般的には、コミュニケーション・ギャップによって罹災リスクやメンタルヘルス不調に陥るリスクが高くなると考えられるものの、その実態を明確に示すデータはない。

短期間での急速な外国人の増加が見込まれる今日においては、早急に外国人労働者の労働安全衛生をめぐる実態を明らかにし、その安全と健康を確保するための支援策を確立するとともに、効果的な普及を図らなければならない。本研究は、その基礎となる知見を提供できるものとなる。

本年度の研究では、初年度に引き続き外国人労働者における労災・職業病のメカニズムを検討することを目的として、過去の外国人労働者の労災・職業病に関する相談事例の収集・分析を行った。労働改善トレーニングのプログラム・ツール群の開発については、既存のプログラム・ツールを用いて外国人労働者が働く職場で介入を行い、その効果を評価した

## B. 研究方法

(1) 外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討－ケース・シリーズ研究

昨年度に引き続き、外国人労働者の労働問題に対する支援を行っている神奈川シティユニオン(KCU、神奈川県川崎市)の協力を得て、過去の労働相談事例の中から14例について聞き取りの記録や、死傷病報告、労災補償に関する文書等とともに、傷病発生の詳細な状況や、労災補償申請の結果、労災補償給付の内容や労使協議の結果等

についての情報を得、事例ごとに改善のポイントに関する検討を加えた上でデータベースとしてまとめた。

得られたデータについては、項目ごとに集計し、その特徴を記述した。今回は特に、傷病発生に伴う経済的・時間的コスト評価を目的として、労災補償給付の内容(休業日数、休業補償額及び障害補償)や解決金等の詳細な情報、傷病発生から労使協議終結までに要した時間の詳細な情報を収集した。また傷病発生の状況についても、単に原因に関する記録だけでなく、その前後における状況、すなわち傷病発生につながるような労働条件・労働環境、発生後の会社の対応などについても可能な限り情報を収集した。

(2) 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ／支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

事例研究で得られた知見から、既に世界各国で成果を上げている労働者参加型職場改善トレーニングの手法が有効であると考え、実際に外国人労働者が働く職場でトレーニングを実施し、その効果を評価した。トレーニングのためのツール・プログラムは、既存のものをベースとして協力を得た職場の実情や、参加する労働者の属性(使用言語など)に適するように変更を加えた。トレーニングは1年間にわたり、1回2時間、3か月毎3回実施し、トレーニングとトレーニングの間で職場改善がどの程度、どのように行われたかを観察した。

## C. 結果

(1) 外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討－ケース・シリーズ研究

今年度収集した事例は14例で、すべて2006年以降の事例であり、比較的新しい。過去2年間で最も新しい事例は2007年のものだったが、今回はそれ以降の事例、4例を加えることができた。なお、2010年以降になると、未解決の事例が多くなってくることなどから、対象とすることはできなかった。

傷病の特徴としては、急性腰痛症や腰椎椎間板ヘルニアなど腰部の筋骨格系障害が3件と多比較的多く、また、肩・ひざなどの慢性障害の事例も含まれていた。

傷病の原因としては、墜落・転落はされ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作で全体の8割以上を占めていた。

後遺障害は約6割弱で認定されており、これまでとほぼ同様であった。今回新たに情報の収集対

象とした休業に関する情報では、労災給付の対象となった事例で平均休業日数 496 日、休業補償給付の総額も約 400 万円という結果であった。

## (2) 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ／支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

今回対象とした職場では、毎回 5~7 か国からの出身者が参加し、4 か国語が必要となるトレーニングとなった。参加型トレーニングの手法に基づき、低コスト改善に注目し、グループワーク中心のプログラムを実施したところ、2 回目、3 回目のフォローアップで多くの参加者が様々な改善に関与していることが明らかとなった。また、単に職場の環境・労働条件の改善だけでなく、言葉や文化・習慣が異なる外国人労働者間で、コミュニケーションを促す効果なども示唆された。さらにトレーニングの明確な効果として、期間中は不休災害も含めてゼロ災害が達成された。

## D. 考察

外国人労働者の労災・職業病相談事例の調査は、日本における外国人労働に固有のリスクの存在を想定して実施しているが、3 年間を通して「外国人であるゆえのリスク」を明確に示すことはできなかった。結局、外国人であるかどうかにかかわらず、基本的な安全衛生対策欠如こそが真のリスク要因であり、こうした職場で働く外国人が増加していることで問題が注目され、顕在化しているのではないかと考えている。

問題の所在が、基本的な安全衛生の欠如にあるというのであれば、対策は明確である。ただし、いまだにこうした問題が存在することにもまた明確な理由があり、そこに対して解決策を示すことはそれほど容易ではない。

仮に、安全衛生対策のコストが現場にとって主要な障害となっているのであれば、解決策の一つは低コストで改善を実現させることである。ILO などによって実践してきた労働者参加型職場改善トレーニングは、「低コスト改善」を中心に据え、世界中で成果を上げてきた。その過去の成果に学び、今回の調査研究において我々は、現場への介入においてこの手法を応用した。

結果は劇的ともいえる内容であり、5 か国から 7 か国にも及ぶ異なる国出身の労働者らが、シンプルな教材による学習と、グループワークから、低コストで多様な改善に取り組んだ。驚くべきことに、こうしたトレーニングは単に作業環境・作業条件の改善だけではなく、言葉も文化も違う労働者間のコミュニケーションを促すきっかけともなっていた。

トレーニングの効果は経営者側にも及び、いく

つかのコストのかかる改善も実現された。何より、少なくともトレーニング期間中、不休災害も含めゼロ災害を実現することができたという。

外国人労働者が集積している職場は中小企業が多く、安全衛生対策は立ち遅れていると言わざるを得ない。そのことはずっと以前から指摘されているが、なかなか解決の方策は見えてこなかつた。既に述べたように、いま、海外では参加型トレーニングが成果を挙げ急速に広がっている。この方法は、日本国内でももっと広がってよい。

低コストに注目するとはいって、トレーニングを実施するためには一定のコストがかかる。そのコストにさえ耐える余裕がないとの意見もあるのだろうが、すでに見えてきたように労災・職業病の発生に伴うコストはもっと大きいはずである。

今後、労働者参加型職場改善トレーニングの費用対効果が科学的に明らかにされれば、参加型トレーニングの普及はより容易になると思われる。しかし、その有効性を支持する事例は既に世界に多く存在しており、いたずらに科学的根拠を負うのではなく、政策的に推進する決断が必要なのではないだろうか。わずか一つの事例ではあるが、本調査研究で得られた知見は、それを支持していると考えている。

## E. 結論

1. 日本で働く外国人労働者の安全・健康リスクは、外国人であることによる言語や文化に由来するリスクよりも、より根本的に職場の安全衛生対策の欠如に依るところが大きい。

2. 傷病発生に伴うコストは、経済的・時間的に多大なものになり、その予防に一定の社会資源を投入することには、十分な根拠がある。

3. 外国人を対象とした参加型労働改善プログラム・ツールを開発し、トレーニングを実施し、その効果の評価を試みた。言語的な困難がある場合であっても、工夫されたツール・プログラムを用い、グループワークを行うことで、参加者は職場改善について適切に学ぶことができ、実践することができることを確認できた。

4. 職場改善トレーニングの効果は、単に作業環境・作業条件の改善にとどまらず、労働者間のコミュニケーションを促進できることも分かった。トレーニング期間中、事業場では災害発生ゼロを記録するなど、明確な効果も確認された。政策的にこうしたトレーニングの導入を支援することには、十分な根拠があると考えられた。

## F. 健康危険情報

該当せず

## G. 研究発表

### (1) 論文発表

Ippei Mori, Toyoki Nakao, Hiroatsu Narita  
(2012) Migrant workers in Japan, Experiences of participatory action-oriented occupational safety and health training. Asian-Pacific Newsletter on Occupational Safety and Health 19 (1), 17-21.

毛利一平 (2012) 【外国人労働者と共に働き生きる】外国人労働者の安全・健康の課題と対策の視点, 労働の科学 67(5), 274-278.

吉川悦子, 仲尾豊樹, 毛利一平 (2012) 【広がる良好実践】外国人労働者のための参加型ア

プローチによる職場環境改善, 労働の科学 67(4), 238-242.

### (2) 学会発表

吉川悦子、仲尾豊樹、毛利一平 (2012) 外国人労働者のための参加型職場改善活動－PAOT－プログラムの開発. 第 85 回日本産業衛生学会.

仲尾豊樹、吉川悦子、毛利一平 (2012) 外国人労働者のための参加型職場改善活動－取り組みの実際と評価－. 第 85 回日本産業衛生学会.

## H. 知的財産権の出願・登録状況

該当せず

平成 23 年度厚生労働科学研究費労働安全総合研究事業  
「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と  
参加型手法による予防対策の確立」  
分担研究報告書

外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討  
ケース・シリーズ研究（3）

主任研究者 毛利 一平 財団法人労働科学研究所  
分担研究者 酒井 一博 財団法人労働科学研究所

**研究要旨：**初年度に引き続き、外国人労働者の労災・職業病事例を検討し、その予防対策確立のために必要な、リスク要因に関する情報を得た。神奈川県で外国人労働者の支援を行う地域労働の協力を得て、14 の相談事例について過去の記録を分析した。これまでと同様、多くの事例において、被災者が外国人であることそのものがリスクの増加につながったという確証は得られず、むしろ基本的な安全衛生対策が実践されていないことが課題となると考えられた。また、労災・職業病の発生に伴う労災補償給付の金額や、民事賠償金（あるいは解決金）などコストに関する情報を詳細に収集し検討したところ、その負担は経済的にも時間的にも多大なものとなり、従ってその予防対策への社会的資源の投入は、十分に合理的な根拠があると考えられた。

#### A. 研究目的

本研究は、外国人労働者の労災職業病事例を詳細に検討することによってそのリスク要因を明らかにし、予防対策の確立に役立つ情報を得ることを目的としている。

これまで初年度に 54 例、二年度に 29 例を収集し、その分析結果からこれらの事例の多くは、労災・職業病の発生において、必ずしも「外国人であること」による（例えば言葉や文化・習慣の違いによる）明確なリスクが存在するわけではなく、むしろよく知られている、普遍的なリスク要因の中で、被災したのが外国人労働者であったに過ぎないことを示していると考えられた。

ほぼ全ての事例が、派遣社員あるいは請負社員という間接雇用下にあり、事前の教育訓練もままたらないともなれば、外国人労働者が担う労働は勢い単純で容易なものとなり、それが相対的に低リスクとなること、それゆえに災害が起こる場合には、誰であろうと起こりえる、本質的な不安全状態が存在していたと考えることに、重大な矛盾はないと考えてきた。

一方、これまでに分析をえた事例のほとんどは傷害（外傷）や急性の障害であり、今日の安全衛生において最も大きな問題となっているメンタルヘルス疾患や筋骨格系障害の事例はほとんど含まれていない。

この調査研究において協力を求めた神奈川シ

ティユニオン（KCU）においては、傷害に比べて労災認定を得るのが難しいと考えられる疾病に関しては、認定獲得のための支援が重視されてこなかったことで、もともと労災に関する相談事例にバイアスが存在した。

それでも、最近の事例では腰痛などの筋骨格系疾患が増加していることを聞いており、また他の支援組織において、最近になって外国人労働者がメンタルヘルス疾患で認定を受ける事例も生じていることから、これまで 2 年間で収集した、2007 年までの事例では、めまぐるしく変化する外国人の労働の実態について、最新の状況を理解したことにはならない。

このため、最終年度となる今年度は、できるだけ新しい事例を中心に収集し、外国人の労働においてどのような変化が生じてきているのか、という点に注目した。

#### B. 研究方法

これまで同様、神奈川シティユニオン（KCU）の協力を得て、過去の労働相談事例の中から、労災・職業病に関するものを抽出した。聞き取り記録、死傷病報告、労災補償に関する文書（療養給付請求書・様式 5 号、休業補償給付支給請求書・様式 8 号、傷害補償給付支給請求書・様式 10 号、支給決定通知書）等をもとに、傷病発生の詳細な状況や、労災補償申請の結果、労災補償給付の内容

や労使協議の結果等についての情報を得、事例ごとに改善のポイントに関する検討を加えた上でデータベースとしてまとめた（資料）。集計が可能な項目についてはすべて集計を行い、その特徴を記述した。事例数が限定であるため、パーセンテージの算出を含め、統計学的検討は行っていない。

なお、事例の抽出に当たっては、昨年度と同様、特に統計学的手法は用いておらず、KCU が保管する資料から順次取り出したが、古いファイルが他所に移動されたため、事務所内に残る比較的新しいファイルを対象とした。ほとんどのケースは解決または終了しているが、一部に継続中のものが含まれている。組合スタッフによると、事務所何に残したケースについて、継続事例を除き、特段の選別は行われていないという。

また、今年度は昨年度までに加えて、休業補償給付についても情報を加え、被災による社会的なインパクト、時間的・金銭的コストや労働者の生活への影響をより正確に評価した。従って本報告書においてもこれまでの事例と合わせて集計・検討することはせず、今年度に限っての報告となっている。

**倫理面への配慮** 本調査研究の実施に当たっては、労働科学研究所倫理委員会の審査を受け、承認を得た。また、組合に対して、調査研究の内容を十分に説明したうえで、資料提供の許可を得た。

## C. 結果

### （1）収集事例の特徴

表 1 に今回対象とした 14 事例の特徴の分布を示す。

今年度の調査の対象はすべて 2006 年以降で、比較的新しい。過去 2 年間で最も新しい事例は 2007 年のものだったが、今回はそれ以降の事例、4 例を加えることができた。なお、2010 年以降になると、未解決の事例が多くなってくることなどから、対象とすることはできなかった。

男女別では、昨年と同様で圧倒的に男性が多いが、一昨年との比較では男性に偏っている印象がある。

国籍では過半数がペルーであり、在留資格では永住者と定住者で半数、また、オーバーステイ（在留資格なし）が 3 名あった。「日本人」の事例は日系一世である。（以上表 1-1）

業種では建設業が約半数で最も多く、自動車など運輸機械器具製造が次いだ。職種では建設作業員、塗装工などである。

被災時間帯については、今回、明確に特定することのできない慢性の障害が比較的多かったことが特徴的である。このため、受傷までの作業の経験も、1 年以上が 5 人と多かった。（以上表 1-2）

死傷病報告については、提出を確認できなかつたものが多かったが、慢性障害の割合を考えると、4 件という数字はこれまでとの比較で悪くはない。なお、受傷後 2 週間以内に提出されていなかった 2 件は、いずれも組合との交渉の中で提出を促されたケースである。また、受傷後、組合が相談を受けるまでの期間は、1 年目・2 年目の調査と比べると短いものが多い。

こうした結果を反映してか、療養・休業補償給付に関しては、申請を行った 10 例全てで認定されており、おそらく解決に至らなかった事例は 3 件のみであった。障害補償も、申請が行われた 8 件すべて認められている。後遺障害の等級については、12 級が 4 件で最も多かった。また、最も重い障害は右足関節の機能障害と左手の機能障害の事例で、いずれも 9 級と認められている。（以上表 1-3）

### （2）傷病に関する分析

表 2 に傷病分類別の事例数を示す。これまでと同様、診断書に書かれている病名をすべてカウントしているため、その総数は事例数よりも多くなっている。今回は対象とした事例の総数が少ないため、明確な傾向を示すことができないが、これまでと同様、骨折については他の傷病との比較が多いといえそうだ。また、打撲・挫傷、挫滅創の数が比較的多くなっているが、これらは一人で多部位の損傷を負ったものを含んでいるためであり、特定の傷病への明確な集中を示すものではない。表中、挫滅創の手指に 3(+5) あるのは、診断書上「左手挫滅創」とある事例について、他の事例と同様に個々の指について列挙した場合に、第一指から第五指まで 5 本の指を計上することになるためである。

身体部位別にみると、これまでと同様手指が多く、一方、今回の特徴としては体幹部の傷病が比較的目立った。これは、急性腰痛症や腰椎椎間板ヘルニアなど、腰部の筋骨格系障害が 3 件と多かったためである。（表 3）

事故の型（表 4）では、墜落・転落、はされ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作で全体の 8 割以上を占めている。はされ・巻き込まれの件数の多さは、挫滅創が比較的多いことと対応する。

起因物（表 5）については、材料一つまり何らかの物の取扱いの際の傷害・障害が多くなっているのが特徴的であった。

### (3) 労災・職業病発生に伴う社会的コスト－休業と補償

今回、労災・職業病発生に伴う社会的コストをより詳細に検討するため、傷病に伴う休業日数や休業補償についてもデータを加えた。表7にこれらの結果を示す。

まず休業日数だが、最短で151日(5か月)、最長で1,257日(約3年半)、平均で496日にもなる。このため、休業補償給付の総額も最小で約90万円、最大で1,000万円弱、平均では約400万円に達している。

障害補償給付額では、14級の1件が約60万円で最小であり、最大は9級の1件で約500万円、全体の平均値では約200万円(昨年度調査では約150万円)であった。これらに加え、障害補償後の民事賠償請求が行われた場合には、最小でも90万円、最大で約920万円、平均で約400万円(昨年度調査では約300万円)が支払われている。

これら受傷後あるいは傷病発生後の補償問題解決に至るまでの時間は、最短では143日だが最長では1,401日にも及び、平均で709日(昨年度調査では707日)であった。

## D. 考察

過去二年間の報告(毛利ら、2010、2011)で、外国人労働者の労災職業病発生に関しては、多くの場合、一般的・基本的対策が不十分なことが最も重要な原因であり、コミュニケーションの困難などがそのメカニズムを多少修飾することはあっても、「外国人であるが故の」原因なりメカニズムを見出すことは困難であることを実証してきた。

今回、比較的新しい事例を中心として分析を行ったが、新たに加えた14件についても、その所見は大きく変わらないように思われる。

これまで同様、被災状況を類型化すると以下のとおり整理することができる。

### ① 予防対策の不足

[No.1,3,5,11,14]

- ・1: 安全センサー／カバーのないプレス機械
- ・3: 高所作業中に足場を踏み外す
- ・5: 解体作業中、足場(庇)の崩落
- ・11: 足場組立作業中、パイプが上から落下
- ・14: 高所作業中、作業台から落下

### ② 不慣れな作業、非定常作業

[No.1,13]

- ・1: いつもと違う作業を応援
- ・13: 応援作業での被災

### ③ 危険(あるいは違法)な作業(方法)

[No.4,7,12,13]

- ・4: 装置が故障したままで作業
- ・7: 軍手をしてエアドライバーを使用
- ・12: 資格なしに玉掛け作業を実施
- ・13: 資格なしにクレーン／玉掛け作業を実施

### ④ 被災者以外の操作のミス

[No.13]

- ・13: クレーン／玉掛け作業者のミス

### ⑤ 作業管理上の問題

[No.2, 6,8,9,10]

- ・2: 重量物取扱い／不自然な姿勢での作業
- ・6: 重量物取扱い／不自然な姿勢での作業
- ・8: 反復作業／過重負担
- ・9: 重量物取扱い
- ・10: 重量物取扱い／反復作業／立作業

今回、傷病分類で見る限り、慢性の経過を示す筋骨格系障害が比較的多く、作業管理に関する問題が目立った。

これら慢性筋骨格系障害が問題として顕在化するためには、いくつかの条件が必要となる。まず、長期間にわたり継続的に一つの作業に従事していること、あるいは、不自然な姿勢・作業方法や過重な負担が継続して存在することである。

また、傷害に比較すると労災としての立証作業がより困難な慢性筋骨格系障害について、その作業関連性への理解が広がらなければ、労災申請にはなかなかつかないがならない。

前者の作業管理上の問題については、外国人労働者が一つの職場で、不安定な身分ではあっても長期的に雇用されるようになれば、一定の割合で生じてくる問題と理解される。日本への外国人労働者の受け入れは1980年代後半より急速に増大しているので、既にそうした問題が観察されるには十分な時間が経過している。

一方、後者の「作業関連性への理解の広がり」については、明確なエビデンスがあるわけではないが、その寄与は大きいように思われる。例えば事例No.8では「仕事をしていて(肩が)痛くなったのだから、労働災害の手続きをしてほしい」

と訴えており、疾病の作業関連性に関して基本的な理解がされていることがわかる。また、No.10は健康保険で治療がなされていたところ、病院側の指摘で労災保険への切り替えが行われた事例であり、当事者である外国人労働者から医療機関まで、意識の変化が生じていることを伺わせる。

働き方の変化であるにせよ、疾病の作業関連性への理解の広がりであるにせよ、外国人労働者における労災・職業病の現状に変化が生じてきていることは確かなのかもしれない。

今年度対象とした14事例ではもちろん、本調査研究でこれまでに収集した事例だけでは、こうした変化を議論するのに十分なデータとは言えない。今後、外国人労働者の労災・職業病に対し、適切な規模の社会資源を配置するためにも、十分な規模のデータが収集され、解析されるべきである。

今年度の事例収集では、これまで以上に労災・職業病のコストを詳細に検討した。昨年度の調査では、後遺障害の補償金額、解決金・慰謝料までしか集計を行っていないが、今回はこれらに加えて、休業日数と休業補償給付の集計も加えた。

今回の事例での範囲内だが、労災・職業病発生に伴って生じる損失は莫大なもので、たとえ後遺障害を生じない場合、休業による経済的損失だけを考えてもそのインパクトは非常に大きいことがよく理解される。

今後さらに、個々の事例について、どの程度のコストで予防しえたかを推定でき、実際に生じた損失との比較などができるれば、労災・職業病対策の価値の可視化につながり、現場の改善アクションに対する動機づけとなることが期待される。

## E. 結論

一昨年、昨年に引き続き、地域労働組合による外国人労働者の労働相談事例の中から、労災・職業病に関する相談事例14例を抽出・検討した。

- 1)これまで同様、相談の対象となった労災・職業病事例のほとんどは、その発生において外国人であることが特定のリスクを加えるものではなく、基本的な安全衛生対策の不足・欠如に依るものと考えられた。
- 2)比較的最近の相談事例では、筋骨格系障害など慢性の障害も目立つようになってきている。外国人労働者の定住が進み、職業性リスク要因へのばく露が長期化してきていることや、疾病の作業関連性に関する理解が広が

ってきていることなどが、慢性障害の職業病としての認識につながっていると考えられる。その問題解決のため、より適切な社会資源の配置が可能になるように、十分なデータの収集と解析が必要と考えられる。

- 3)労災・職業病に伴う経済的な損失は非常に大きい。それらの予防に必要なコストも含めて可視化を進め、現場の改善アクションの動機づけとする必要がある。

## F. 健康危険情報

該当せず

## G. 研究発表

### (1) 論文発表

毛利一平. 外国人労働者の安全・健康の課題と対策の視点、労働の科学 67(5), 274-278, 2012.

### (2) 学会発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

該当せず

## I. 文献

毛利一平、酒井一博. 外国人労働者における労働者以外・職業病発生のリスク要因に関する検討－ケース・シリーズ研究. 平成21年度厚生労働科学研究費（労働安全衛生総合研究事業）「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と参加型手法による予防対策の確立（主任 毛利一平）」総括・分担研究報告書、pp. 8-65, 2010.

毛利一平、酒井一博. 外国人労働者における労働者以外・職業病発生のリスク要因に関する検討－ケース・シリーズ研究. 平成22年度厚生労働科学研究費（労働安全衛生総合研究事業）「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と参加型手法による予防対策の確立（主任 毛利一平）」総括・分担研究報告書、pp. 5-54, 2011.

表 1-1 事例研究対象の特徴の分布

歴年別事例件数	
2006	6
2007	4
2008	3
2009	1
性別件数	
男性	13
女性	1
年齢	
20歳未満	0
20-24	0
25-29	2
30-34	2
35-39	3
40-44	0
45-49	3
50-54	2
55-59	1
60歳以上	1
国別件数	
アルゼンチン	1
ブラジル	1
フィリピン	2
ペルー	8
韓国	2
在留資格	
日本人	1
永住者	4
永住者の配偶者	2
定住者	3
オーバーステイ	3
不明	1

表 1-2 事例研究対象の特徴の分布(続)

業種	
電気機械器具製造	1
運輸用機械器具製造	4
金属製品製造	2
プラスチック製品製造	1
建設業	6
職種	
機械オペレーター	2
溶接工	1
金属製品加工	2
塗装工	3
組立工	2
建設作業員	4
被災時間帯	
22:00～4:59	2
5:00～7:59	0
8:00～9:59	1
10:00～11:59	1
12:00～12:59	0
13:00～14:59	2
15:00～16:59	4
17:00～18:59	0
19:00～21:59	0
不明・特定できず (慢性障害を含む)	4
受傷時の作業の経験	
0日	
1日以上～1週間未満	2
1週間以上～1ヶ月未満	3
1ヶ月以上～1年未満	4
1年以上～3年未満	2
3年以上	3

表 1-3 事例研究対象の特徴の分布(続)

死傷病報告提出までの期間	
1週間以内	1
2週間以内	2
1ヶ月以内	1
1ヶ月超	1
提出せず	0
提出確認できず	9
受傷後組合受付までの期間	
1週間以内	6
2週間以内	2
1ヶ月以内	2
1ヶ月超	1
3ヶ月超	3
労災補償給付	
申請・支給	10
不支給	0
非労災・自主解決等	1
手続き中止、詳細不明など	3
後遺障害認定(n=10)	
認定	8
認定されず	0
申請せず	1
未定(療養継続中)	1
後遺障害等級(n=8)	
7級	0
8級	0
9級	2
10級	0
11級	0
12級	4
13級	1
14級	1

表 2 傷病分類別事例数

外傷			
骨折	5	挫滅創	4
手指	2	手指	3(+5)
足	2	挫創	4
(再掲)開放骨折	2	打撲・挫傷	6
切断	1	神経損傷	2
脱臼	1	急性腰痛	1
筋断裂	2		
慢性障害			
肩関節周囲炎	1	変形性膝関節症	1
腰部椎間板ヘルニア	1	膝蓋韌帯炎	1
腰椎椎間板変性症	1	手指の変形・拘縮	1

- 注) ・診断書の傷病名をそのまま数えており、総数は全事例数よりも多い  
 ・斜体は身体部位等の主な内訳を示す  
 ・挫創、打撲・挫傷は一人が広範な部位で傷害を負ったものをそれぞれカウントしており、特定部位への集中は認められない  
 ・挫滅創の一人は1手の全手指に受傷している

表 3 身体部位別事例数

身体部位		手指事例の内訳			
		右手指	左手指	母指	示指
上肢	2				
手指	7	母指	0	母指	1
体幹	7	示指	1	示指	3
下肢	5	中指	1	中指	1
足	3	環指	1	環指	1
		小指	1	小指	1

- 注) ・同じ部位に異なる傷害を受けた場合は重複して数えていないので、事例数の合計は他の表と異なる場合がある。

表 4 事故の型別事例数

事故の型	
墜落・転落	3
転倒	0
激突	0
飛来・落下	1
崩壊・倒壊	0
激突され	1
はさまれ・巻き込まれ	4
切れ・こすれ	0
爆発	0
交通事故	0
動作の反動・無理な動作	5
反復動作	3

注) ・斜体は内訳を示す

・全14例について分類した

表 5 起因物別事例数

起因物	
金属加工機械	2
一般動力機械	1
動力クレーン等	1
人力機械工具等	1
用具	1
仮設物、建築物、構造物等	1
材料	5
荷	1
環境等	1

表 6 後遺障害が認定された18例の障害等級に基づく分類

級 号	後遺障害の内容	事例数
9	一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの	1
	(右踵疼痛著明、歩行障害強度、右足関節可動域制限著明)	1
12	1手の示指、中指または環指の用を廃したもの	1
	局部にがん固な神経症状を残すもの	3
13	(左第2、3、4趾関節可動域制限、連続歩行制限)	1
14	一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	1

表 7 受傷後休業日数、治癒判定までに受けた休業補償給付総額、障害補償および解決に至るまでの金銭的・時間的コスト

受傷による休業日数 <sup>1</sup>				
件数	平均値	最短	最長	
7	496	151	1,257	
給付基礎日額 <sup>1</sup>				
件数	平均値	最小	最大	
7	9,781	6,360	13,745	
休業補償給付の総額 <sup>1</sup>				
件数	平均値	最小	最大	
7	3,985,072	891,275	9,872,145	
障害等級別障害補償一時金等給付額				
等級	件数	平均値	最小	最大
9級	2	4,616,644	4,262,593	4,970,694
12級	4	1,420,698	960,032	2,072,000
13級	1	1,098,490		
14級	1	583,720		
受傷後労使協議終結までの期間(日) <sup>2</sup>				
件数	平均値	最短	最長	
9	709	143	1,401	
解決金・慰謝料等の金額 <sup>3</sup>				
件数	平均値	最小	最大	
5	3,935,997	900,000	9,198,504	

1 繼続事例(No.1)を除く。なお、この事例における調査時点での休業日数は1188日、休業補償給付総額は8,736,300円、給付基礎日額は8,566円であった

2 労災補償が得られるなど、一応の解決を見たものについては、中止となったものなどでもカウント

3 事例No. 8は除外している

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種	
33	男	ペルー	派遣	電気機械器具製造	機械オペレーター	
在留資格		雇用に関する補足情報				
永住者(就労ビザ)		労働時間22:00～7:00(入社後2週間は21:00～6:00)／夜勤のみ、日～金、土曜休み／休憩:0:00～0:10、2:00～2:50、5:00～5:10／時給1,200円；残業1,500円；平均賃金8,994円/日／雇用時、労働保険なし。3か月以上の契約で加入。				

## 傷病情報

傷病名1	左示指末節不全切断	傷病名4	
傷病名2	左示指末節開放骨折	傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻	23:30	経験	2月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	11日
------	-------	----	----	--------------	---------	-------	-----

## (療養補償給付請求書の記載)

家電用熱交換器を括管仕様プレス機で加工中に、数分の待機時間帯にプレス機の移動レール部分に片手でよりかかった際、機械の始動に伴い左手の人差し指の第一関節付近を挟まれ負傷した[事業主証明あり]

## (本人の説明一覧取りメモ)

いつもは違う仕事をしているが、他に人がいなかった。事故のあった機械を使ったのは2度目。使用方法について注意事項の説明はなし。安全センサーなし。二人でペアになって仕事をしていた。自分は加工された部品を載せて、部品を取り出す。もう一人が機械のボタンを押す。ボタンが押されたとき手がまだ残っていてケガをした。その機械はプレスするときおもりが重なって下に降りてくる。ボタンを押していたのは短期アルバイトで経験は2か月ぐらい。普段、事故にあった機械を使っていた。

## (その他一相談メモから)

事故後、警察による現場検証があった／組合に相談後、会社担当者から電話あり。「どうして組合に行ったんだ」と言われて、「私はケガをして不安で、どんな権利があるのかわからない。あなたはケガをしていないから痛みを分からないでしょう。とにかく何かあれば組合にまかせてありますから」と答えた／4日後、派遣会社から電話あり、「今月いっぱい仕事は終わり」。

## [療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 8,995円 給付日数 531日 保険給付総額 2,865,807円 特別支給金額総額 955,269円 総支給額 3,821,076円

## 改善のポイント

➢ プレス機へのガード・安全装置の設置

➢ 安易な人員の代替を行わない

➢ 安全教育の徹底

[則131]プレス等による危険の防止

[民415]安全配慮義務違反

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	14
障害補償一時金	503,720	年金	なし
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

711日

## 解決金等

解決金 2,740,459円／民間傷害保険 250,000円

合計 2,990,459円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
47	男	ペルー	請負	輸送用機械器具製造	溶接工
在留資格			雇用に関する補足情報		
永住者			雇用契約書なし／定時8時～17時、残業1時間／昼休み50分、午後休憩15分／時給1125円、残業手当1400円／雇用保険あり、健康保険・年金無		

## 傷病情報

傷病名1	腰部椎間板ヘルニア	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻 [ ] 経験 [ ] 1年6月 死傷病報告提出までの期間 [ ] 提出確認できず 受付時間差 [ ] 0日

## (労災様式8号の記載)

(初回申請2008年2月) 2006年2月から就労し、ラジエーター(3kg×6枚、10kg×2枚)の運搬作業や、中腰での溶接作業をしていたが、2007年2月～3月ごろより腰に痛みがあるようになり、2007年7月に「足も腰も痛いので明日病院に行きます」と会社に伝えた。病院の診察で、腰部椎間板ヘルニアと診断された[事業主証明有]

## (診断書の記載)

(2007年7月3日) 疼痛・筋力低下著明。休業1ヶ月。重量物(20kg)を運搬し、溶接する作業をして、6か月前から腰痛出現。1週間前から症状増悪。7月2日より休職。

注) データ収集時において療養継続中

## [療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 8,566円 納付日数 1275日 保険給付総額 6,552,225円 特別支給金額総額 2,184,075円 総支給額 8,736,300円

➤ 重量物取扱い作業の改善

## 改善のポイント

➤ [ ]

➤ [ ]

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	[ ] あり	後遺障害級	[ ] 未定
障害補償一時金	[ ] 0	年金	[ ] 未定
障害特別支給金	[ ] 0	年金年額	[ ] 0
障害特別一時金	[ ] 0	特別年金年額	[ ] 0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

継続中

## 解決金等

[ ]
-----

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
50	男	韓国	請負	建設業(職別／塗装)	とび工
在留資格			雇用に関する補足情報 23時45分(集合・出発)～5時、真夜中1時頃より仕事が始まる／日当20,000円		
OS					

## 傷病情報

傷病名1	右大腿打撲挫傷	傷病名4	
傷病名2	右外側大腿広筋部分断裂	傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻 04:30 経験 2週 死傷病報告提出までの期間 27日 受付時間差 5日

## (死傷病報告の記載)

桁吊り足場(中段足場)上で電源コード張り作業を行っていた際、バランスを崩し足場板間に右足を踏み外した。その際、足場板に右足を打撲し、負傷した。

## (聞き取りメモ)

駅のガード下で塗装のための足場を組んでいた時、右足を踏み外し木の枝にぶつけた。たいしたことではないと思っていた。痛いけど少しずつ仕事をした。仕事が終わって、下に降りて着替えをしていた時、現場の責任者から「お前どうしたの?」と言われて、「いや一ちょっと足を踏み外して」といった。軽いと思っていたのでお互いあまり深刻に考えなかった。そのまま車で帰った。解散する時、同僚にこれから痛くなるぞと言われた。一日休みだった。翌日の夜、10時ごろ、足が痛いから休みますと電話した。「あっ、そう」と言われた。その後休んでいる。治ると思っていたので、医者に行かなかったけれど、痛みがひどくなってきたので病院に行った。安静にするように言われた。社長に電話をして話そうと思ったけれど電話に出なかった。

## [療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 12,000円 紿付日数 151日 保険給付総額 1,087,200円 特別支給金額総額 362,400円 総支給額 1,449,600円

## 改善のポイント

- 足場からの墜落防止措置
- 足場の安全点検
- 迅速・適切な応急処置の実施

## 組合による違反の主張

- [民415]安全配慮義務違反  
[則35]雇い入れ時等の教育

## 労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	12
障害補償一時金	1,872,000	年金	なし
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

318日

## 解決金等

解決金・慰謝料 4,270,000円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
29	男	ペルー	直接雇用	金属製品製造	金属製品加工
在留資格			雇用に関する補足情報		
永住者			従業員:50~60人?／雇用契約書:あり／労働時間 8:00~17:00、休憩12:00~13:00、残業2時間/日／時給1,250円 ／雇用・健康・年金保険なし		

## 傷病情報

傷病名1	左手挫滅創	傷病名4
傷病名2		傷病名5
傷病名3		

## 被災状況の詳細

被災時刻 15:00 経験 4月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 40日

## (聞き取りメモの記載)

鉄板コイルをローラーに入れるとき、左手中指から小指までと手のひら半分をローラーにはさまれた。コイルを差し込む装置が故障しており、鉄板がきちんと流れなくなって緩んでくれた。正常にしようと横から押していく、鉄板とローラーの間に手が入ってしまった。ローラーは緊急停止装置なし。もともと安全装置がついていない。よく故障していた。4人でやる作業だったが、この日は一人休んで3人でやっていた。

すぐに自転車で病院に連れて行かれ、入院、手術。病院代は会社が払っている。兄と一緒に務めている。部長が兄にタイムカードを朝だけ押してくださいといった。帰りの分は他の人が押している。お金は100%あげる。労災は80%だから100%の方がいいといった。

その週はISO証明書をもらえる週だった。その結果がいい結果だった。だからこのことは隠してあると思う。朝礼で言っていると聞いた。退院後の診察で、先生は仕事ができる、できるだけ手を動かしてくださいといった。前と同じ仕事に戻ったが、手が腫れてきたため、今日また病院を受診した。

労災保険手続なし。休業補償なし。

## (労災5号様式の記載)

形成機稼働中に、アンコイラへ装着してあるスリットコイルがずれてしまい、製品不良の発生予測されるため、そのスリットコイルを流れている状態で押えて定位置へ納めようとピンチロール装置の間近で行ったため、ピンチロールへ左手を挟まれる事故となってしまいました。[事業者証明有]

## [療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 9,819円 給付日数 1,257日 保険給付総額 7,404,987円 特別支給金額総額 2,467,158円 総支給額 9,872,145円

## 改善のポイント

➤ 機械安全(危険個所のカバー、適切なメンテナンス、安全装置・緊急停止装置の設置)

➤ 安全な機械操作(不具合を放置したまま操作を行わない、人員が不足した状態で作業を行わない)

➤

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	9
障害補償一時金	3,762,593	年金	なし
障害特別支給金	500,000	年金年額	0
障害特別一時金	35,581	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

1401日 (後遺症に対する一時金支給決定まで)

## 解決金等

民事賠償請求は行われず。帰国